

京都大学において任用される外国人の教員の任期に関する規程を廃止する規程

(平成十六年達示第百八号)

京都大学において任用される外国人の教員の任期に関する規程(昭和五十八年達示第一号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に任期を定めて任用される外国人の教員の任期は、この規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。